

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月16日

【発行者名】 ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー  
(BlackRock Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 ベンジャミン・グレグソン  
(Benjamin Gregson)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、  
J . F . ケネディ通り 35 A 番  
(35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 十枝 美紀子  
弁護士 三宅 章仁

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 十枝 美紀子  
弁護士 三宅 章仁  
弁護士 戸塚 大介

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ -  
iシェアーズ・エンハンスト・キャッシュ・ファンド / I S E C  
ポートフォリオ  
(BlackRock Global Investment Series -  
iShares Enhanced Cash Fund/ISEC Portfolio)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
50億オーストラリア・ドル(約5,530億円)を上限とする。  
(注)オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜  
上、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相  
場の仲値(1豪ドル=110.59円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

英文目論見書に変更があり、2026年4月16日付で買戻しに関する制限等が変更されましたので、2026年3月13日に提出した有価証券届出書（2026年3月24日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線部分は訂正箇所を示します。

### 第二部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 4 手数料等及び税金

###### （4）その他の手数料等

<訂正前>

管理報酬に加えて、ファンドの運営に関するすべての費用はファンドにより支払われる。これらの費用は、とりわけ、適用ある場合（前記の表に記載される。）には年率での販売報酬、税金、法務および監査費用（弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等）、委任状印刷費用、受益者報告書、英文目論見書その他の販促費用、保管受託銀行およびその取引代行機関、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および支払代理人の報酬および費用、管理業務会社の手数料、上場費用、受益証券買戻しにかかる費用、様々な法域での登録費用、管理会社の関係を有していない取締役の報酬および費用、管理会社の取締役会およびファンドの受益者集会への出席に関する管理会社の取締役および役員の費用、会計および価格決定費用（毎日の純資産価格の計算を含む。）、保険、金利、ブローカー費用、管理会社が承認したマーケティングおよび広告費用、訴訟およびその他の臨時的または一時的な費用、およびファンドにより適当に支払われるべきその他のすべての費用を含む。販売報酬がファンドによって支払われない場合（前記の表を参照すること。）、管理会社は、選任された販売会社に対してその管理報酬の中から販売報酬を支払う。特定のポートフォリオに帰属しない経費および費用は、ポートフォリオに等分に配分されるが、通常、比率で示したポートフォリオの純資産価額をベースに比例的に按分される。

ファンドの一般的な管理費用は、各ポートフォリオの受益証券の各クラスに、当該ポートフォリオの全クラスの発行済み受益証券の総口数ベースで配分される。

（後略）

<訂正後>

管理報酬に加えて、ファンドの運営に関するすべての費用はファンドにより支払われる。これらの費用は、とりわけ、適用ある場合（前記の表に記載される。）には年率での販売報酬、税金、法務および監査費用（弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等）、委任状印刷費用、受益者報告書、英文目論見書その他の販促費用、保管受託銀行およびその取引代行機関、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および支払代理人の報酬および費用、管理業務会社の手数料、上場費用、受益証券買戻しにかかる費用、様々な法域での登録費用、管理会社の関係を有していない取締役の報酬および費用、管理会社の取締役会およびファンドの受益者集会への出席に関する管理会社の取締役および役員の費用、会計および価格決定費用（毎日の純資産価格の計算を含む。）、保険、支払利息を含む借入費用、金利、ブローカー費用、管理会社が承認したマーケティングおよび広告費用、ならびにその他の取引費用（投資および投資候補のデューディリジェンスに関連する手数料および費用、成立しなかった取引に関連する費用、ならびにかかる取引の

交渉に関連する費用を含む。)、決済および清算費用ならびに取引に関連する税金および関税、訴訟およびその他の臨時的または一時的な費用、ならびにファンドにより適切に支払われるべきその他のすべての費用を含む。販売報酬がファンドによって支払われない場合（前記の表を参照すること。）、管理会社は、選任された販売会社に対してその管理報酬の中から販売報酬を支払うことがある。特定のサブ・ファンドに帰属しない経費および費用は、ファンドのサブ・ファンド間で公平に配分されるが、通常、関係するサブ・ファンドの純資産価額をベースに比例的に按分される。管理会社は、ポートフォリオの運営に関連して、ポートフォリオに直接または間接的に配分されるべき特定の手数料、費用および経費を随時請求されることがある。該当する場合、これには事務手数料が含まれることがある。

ファンドの一般的な管理費用は、各サブ・ファンドの受益証券の各クラスに、当該サブ・ファンドの全クラスの発行済み受益証券の総口数に基づき配分される。

（後略）

## 第2 管理及び運営

### 2 買戻し手続等

海外における買戻し手続等

<訂正前>

（前略）

管理会社は、いずれか1評価日または連続する7評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時時点でポートフォリオのいかなるクラスにおいても発行済みの受益証券口数の10%を超えて買い戻す義務を負わないものとする。買戻しは、買戻請求の受領日後7評価日を超えない期間にわたり延期することができる。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の適用ある受益証券1口当たり純資産価格（適用される手数料（もしあれば）控除後）で買い戻される。

受益証券の適用ある買戻価格は、買戻注文が有効となる評価日における評価時点に決定される受益証券1口当たり純資産価格とする。純資産価格の決定停止期間中買戻しが行われた受益証券は、管理会社が純資産価格の決定を再開次第、再開後最初の評価日に適用ある受益証券1口当たり純資産価格により買い戻される。

（中略）

流動性の管理

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、ファンドの流動性リスクを監視するため、流動性の管理に関する方針を維持する。かかる方針には、測定に関するその他の手法および手段に加え、通常および例外的な流動性の状況下双方におけるストレス・テストの利用が含まれる。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、自らが用いる流動性管理のシステムおよび手続により、買戻請求に適切に対応するために必要な多様な手法および取決めを適用することができる。通常の状況下では、買戻請求は、上記のとおり処理される。

買戻請求に応じて、その他の取決め（適用された場合、通常は投資者に利益をもたらす買戻しの権利を制限することとなる、ゲートまたは（本書に記載される）類似の取決めの使用が含まれる。）が用いられることがある。また、管理会社は、「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の計算の停止」に記載の特定の状況下において、買戻しを一時的に停止することができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社は、ポートフォリオのいかなるクラスにおいても、いずれか1評価日または連続する7評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時時点で発行済みの受益証券口数の10%を

超えて買い戻す義務を負わないものとする（以下「買戻制限」という。）。買戻しは、買戻請求の受領日後7評価日を超えない期間にわたり延期することができる。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の適用ある受益証券1口当たり純資産価格（適用される手数料（もしあれば）控除後）で買い戻される。フィーダー・ファンドが、買戻しに関して買戻制限または類似の流動性制限を適用する投資対象ファンドに投資している場合、特に、当該フィーダー・ファンドが投資対象ファンドに相当な割合で投資している場合には、当該投資対象ファンドから提供される流動性によって、当該フィーダー・ファンドが、投資者の買戻請求に応じる能力が制限されることがある。このような場合、管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、当該投資対象ファンドから受領した流動性の割合に応じて、当該フィーダー・ファンドからの買戻しを比例配分方式で処理することが求められる場合がある。買戻請求のうち充足されなかった部分は、上記の規定に従って繰り延べられることがある。

受益証券の適用ある買戻価格は、買戻注文が有効となる評価日における評価時点に決定される受益証券1口当たり純資産価格とする。純資産価格の決定停止期間中買戻しが行われた受益証券は、管理会社が純資産価格の決定を再開次第、再開後最初の評価日に適用ある受益証券1口当たり純資産価格により買い戻される。

（中略）

#### 流動性の管理

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、ファンドの流動性リスクを監視するため、流動性の管理に関する方針を維持する。かかる方針には、測定に関するその他の手法および手段に加え、通常および例外的な流動性の状況下双方におけるストレス・テストの利用が含まれる。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、自らが用いる流動性管理のシステムおよび手続により、買戻請求に適切に対応するために必要な多様な手法および取決めを適用することができる。通常の場合では、買戻請求は、上記のとおり処理される。ポートフォリオの流動性をより適切に管理し、市場環境が悪化した際の買戻圧力に対処し、および/または受益者の利益を保護するため、オルタナティブ投資ファンド運用会社は、本書に記載される流動性に関する手法および措置を取ることができる。かかる手法および措置には、以下が含まれるが、これらに限定されない。

・後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価格の計算」に記載されるスウィング・プライシング。これは、ファンドのすべてのサブ・ファンド（スーパー・マネー・マーケット・ファンドを除く。）に適用することができる。

・前記の買戻制限。これは、ファンドのすべてのサブ・ファンドに適用することができる。

買戻請求に応じて、その他の取決め（適用された場合、通常は投資者に利益をもたらす買戻しの権利を制限することとなる、買戻制限または（本書に記載される）類似の取決めの使用が含まれる。）が用いられることがある。また、管理会社は、「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 受益証券の発行および買戻しの停止ならびに純資産価格の計算の停止」に記載の特定の状況下において、買戻しを一時的に停止することができる。

（後略）

## 4 資産管理等の概要

### （1）資産の評価

#### 純資産価格の計算

<訂正前>

（前略）

上記にかかわらず、ポートフォリオに適用される投資制限の積極的違反があった場合、当該違反の治癒に関して、CS SF通達24/856（随時改正、修正、追補または廃止・変更される。）が適用される。

コーポレート・ローンとは、一般に証券取引所に上場されていない。純資産価額決定の際、ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用会社により承認された価格決定機関が提供するコーポレー

ト・ローンの評価額を利用する。価格決定機関は、通常、相場価格が容易に入手可能な場合、買い呼び値でコーポレート・ローンの評価する。コーポレート・ローンの相場価格が容易に入手可能ではない場合、コーポレート・ローンは、価格決定のための価格決定マトリックスを利用して価格決定機関により決定される一貫性のある公正な市場価額によって評価される。価格決定手続およびその評価は、オルタナティブ投資ファンド運用会社の総括的監督の下で投資顧問会社により精査される。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、価格決定機関の利用がコーポレート・ローンの評価額決定の公正な方法である旨誠実に決定した。

(後略)

<訂正後>

(前略)

上記にかかわらず、ポートフォリオに適用される投資制限の積極的違反があった場合、当該違反の治癒に関して、C S S F 通達24 / 856 ( 随時改正、修正、追補または廃止・変更される。 ) が適用される。

管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、ポートフォリオに対する「希薄化」の影響を軽減するため、ポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格を調整することができる。希薄化は、取引手数料および仲介手数料、税金および関税、市場変動、ならびに投資対象資産の売買価格差といった要因により、ポートフォリオの投資対象資産の実際の売買コストが、ポートフォリオの評価における当該資産の帳簿価額から乖離した場合に生じる。希薄化は、ポートフォリオの価額に悪影響を及ぼし、ひいては受益者に影響を与えることがある。受益証券1口当たり純資産価格を調整することにより、かかる影響を軽減または防止することができ、受益者を希薄化の影響から守ることができる。

管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、いずれかの取引日にポートフォリオの全受益証券のキャッシュフローの合計額が、管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社がポートフォリオに関して設定した1つ以上の閾値を超える純増または純減となった場合、ポートフォリオの純資産価格を調整することができる。特定の取引日においてポートフォリオの純資産価格が調整される額は、ポートフォリオの市場取引に要する予想コストに関連する。かかる状況において、ポートフォリオの純資産価格は、その純資産価格の3%を超えない範囲で調整されることがある。例外的な状況下においては、管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、受益者の利益のために、上記の最大スウィング・ファクターを一時的に引き上げることを決定し、投資家にその旨を通知することができる。かかる調整は、純変動によりポートフォリオの全受益証券の価額が増加した場合には加算となり、減少した場合には減算となる。特定の株式市場および法域では、特に関税や税金に関して、買い手側と売り手側で異なる課金体系が適用される場合があるため、その結果として生じる調整は、純流入と純流出で異なる場合がある。さらに、管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、調整額に特別会計費用を含めることに合意することがある。これらの特別会計費用は市場によって異なり、現時点では当該純資産価格の3%を超えないものと見込まれている。ポートフォリオが、国債やマネーマーケット証券等の特定の資産種別を主たる投資対象としている場合、管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社は、そのような調整を行うことが適切ではないと判断することがある。受益者は、受益証券1口当たり純資産価格に対して調整が行われた結果、受益証券1口当たり純資産価格の変動に、ポートフォリオの投資対象資産の真のパフォーマンスが完全に反映されない場合があることに留意すべきである。

コーポレート・ローンは、一般に証券取引所に上場されていない。純資産価額決定の際、ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用会社により承認された価格決定機関が提供するコーポレート・ローンの評価額を利用する。価格決定機関は、通常、相場価格が容易に入手可能な場合、買い呼び値でコーポレート・ローン进行评估する。コーポレート・ローンの相場価格が容易に入手可能ではない場合、コーポレート・ローンは、価格決定のための価格決定マトリックスを利用して価格決定機関により決定される一貫性のある公正な市場価額によって評価される。価格決定手続およびそ

の評価は、オルタナティブ投資ファンド運用会社の総括的監督の下で投資顧問会社により精査される。オルタナティブ投資ファンド運用会社は、価格決定機関の利用がコーポレート・ローンの評価額決定の公正な方法である旨誠実に決定した。

（後略）